

山監査131号

平成30年（2018年）11月14日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山根 雅敏

山陽小野田市監査委員 松尾 数則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会、山陽小野田市選挙管理委員会及び山陽小野田市農業委員会

3 報告書提出年月日

平成30年11月14日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

監理室、大学推進室、山陽総合事務所、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局

3 監査の期間

平成 30 年 10 月 23 日から平成 30 年 11 月 1 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。なお、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。